

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

城陽市では、国が示した「健康日本21」の考え方を基本にして、平成15年3月に「城陽市健康づくり計画（平成15年度～平成24年度）」を策定し、各種の具体的施策・事業を展開してきました。

今回、「健康日本21（第2次）」（平成25年度～平成34年度）が、第1次の最終評価において検討された現状を踏まえ、また10年後を見据えた計画として新たに策定されました。

この「健康日本21（第2次）」の方針では、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、「子どもから高齢者まですべての国民が共に支え合いながら、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会であること」をめざし、下記の5つの基本的な方向性が示されています。

国の基本的な方向性

1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
3. 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
4. 健康を支え、守るための社会環境の整備
5. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

城陽市においても、国の「健康日本21（第2次）」の方向性、京都府の「保健医療計画」及び平成24年度に行った城陽市健康づくり計画の最終評価、新たな健康課題などを踏まえ、「第2次城陽市健康づくり計画（健康じょうよう21）」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、第3次城陽市総合計画を上位計画とし、市民の健康増進を図る健康づくりの基本計画と位置づけます。また、城陽市の既存の「城陽市地域福祉計画」「城陽市障がい者計画」「城陽市障がい福祉計画」「城陽市高齢者保健福祉計画」「城陽市介護保険事業計画」「城陽市次世代育成支援推進事業行動計画（じょうよう冒険ランドプラン）」「城陽市特定健康診査等実施計画」などの関連計画と健康づくり施策について十分な整合性を図るものとします。

第3節 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。なお、5年目の平成30年度に中間評価、平成35年度に最終評価を行い、活動の進捗状況や目標の達成度を確認し、その後の健康づくり活動や支援体制づくりに反映させていくものとします。

第4節 計画の基本的な方向

近年の急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、がんや高血圧症・脂質異常症・糖尿病などの生活習慣病が増加し、疾病構造は大きく変化してきました。これに伴い、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病の合併症などを引き起こすことで、医療費が増大し、また、介護が必要な人が増加しています。

そこで城陽市では、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）をできる限り伸ばしていくことをめざします。

そのためには、妊婦（胎児）や子どもの頃からの適切な生活習慣の定着を図り、生涯を通じてライフステージに応じた健康づくりを推進していく必要があります。

特に、重点的な取り組みとして、国の基本的な方向性（前ページ）に新たに加えられた生活習慣病の重症化予防を含め

- 生活習慣病予防・重症化予防
- がんの予防
- こころの健康づくり
- 歯・口腔の健康

としました。

また、健康づくりは市民が主体であり、市民自ら健康づくりを実践していくための支援を行う必要があります。

そこで城陽市では、市民一人ひとりの健康づくり活動を支援すると同時に、市民と連携・協働し小学校区ごとの健康づくり活動に取り組みます。

本計画では、健康寿命の延伸を目標に、子どもから高齢者まで全ての市民が、笑顔でいきいきと自分らしく生活できるよう、『みんなが笑顔！ からだも こころも いきいきと！！』をスローガンに、健康づくり活動を推進します。

計画の概念図

みんなが笑顔！ からだも こころも いきいきと！！

目 標 : **健康寿命の延伸**



生涯を通じた健康づくり（ライフステージに応じた健康づくり）の推進
《重点的な取り組み》

- 生活習慣病予防・重症化予防
- がんの予防
- こころの健康づくり
- 歯・口腔の健康

